

災害時の通電火災に注意

してください！

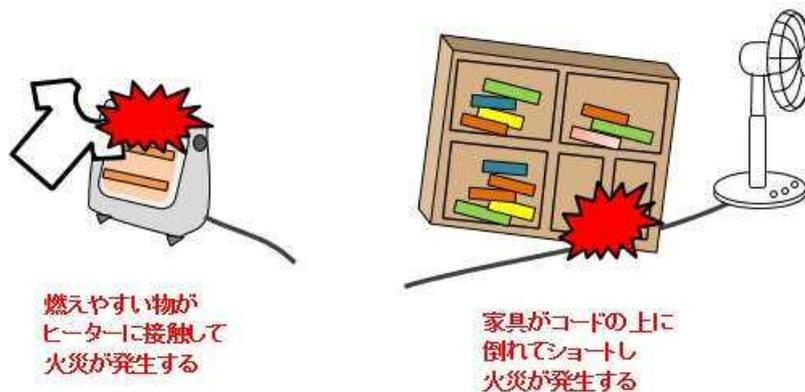
「通電火災とは」

通電火災とは、地震や台風等の大規模な自然災害の発生に伴い停電し、その後、電力が復旧、通電した際に発生する火災のことです。

停電前に使用していた電気器具（アイロン、ストーブ等の電熱器具）が衣類等の燃えやすい物に接触したり、電気配線が損傷していると、電力が復旧、通電した際に火災が発生する恐れがあります。

阪神・淡路大震災では、原因が特定された建物の約6割が通電火災によるものでした。

避難等の不在時に停電が復旧し、通電火災が発生した場合には、発見が遅れてしまい、火災が延焼拡大してしまう可能性があります。



「通電火災を防ぐには・・・」

1. 通電火災を防ぐためには、災害時に家を離れる前に、分電盤のメインブレーカーを「切」にしてください。メインブレーカーを「切」にしておくと、復旧時に分電盤から各電気器具へ通電されることはありません。

ただし、メインブレーカーを「入」のまま家を離れてしまった場合は、建物の倒壊危険もありますので、すぐに家に戻るのではなく、安全が確保されたのちに、メインブレーカーを「切」にするようにしてください。



- 復旧後は、すぐにメインブレーカーを「入」にするのではなく、電気器具の安全を確認したのちに「メインブレーカーを「入」にするようにしてください。また、メインブレーカーを「入」にしたら、しばらく家を離れず、煙が出たり、何かが焦げた臭いがした際には、すぐにメインブレーカーを「切」にして電気器具等の使用は避けてください。
- 住宅密集地において、一度通電火災が発生してしまうと多くの住宅が火災の被害にあってしまう可能性があります。
災害時には近隣住民の方々と協力し、ブレーカーを確認しあうことも大切です。

「感震ブレーカーについて」

感震ブレーカーとは、あらかじめ設定された震度に達すると地震の揺れを感知して、自動的にブレーカーを「切」にするものです。

大規模な震災時は、まず身の安全が最も重要であり、避難行動が最優先となるため、必ずしもブレーカーを「切」にできるとは限りません。

感震ブレーカーを設置することは、通電火災を予防する最も有効な手段とされています。

今すぐ対策を!

地震による電気火災対策を!

かんしん
感震ブレーカーが効果的です!

東日本大震災における本震による火災全111件のうち、原因が特定されたものが108件。そのうち過半数が**電気関係の出火**でした。

| | |
|-----------|------------|
| その他 (50件) | 電気関係 (58件) |
| 46% | 54% |

※日本火災学会誌「2011年東日本大震災 火災調査報告書」より作成

詳しくは裏面をご覧ください!▶

地震が引き起こす電気火災とは?

地震の揺れに伴う電気機器からの出火や、停電が復旧した時に発生する火災のことです。

- ▲【電気火災の事例(その1)】
地震で本棚が倒れ、雑誌が電気ストーブ周辺に散乱。 → 倒壊した本棚から落ち、ストーブが起動。 → 雑誌に着火、火災が発生。
- ▲【電気火災の事例(その2)】
家長が脱税し、「電気コード」が下駄箱や引込で損傷。 → 通電の損傷。コードがショート。 → 勝手に室内で、近くの燃えやすいものに着火。

感震ブレーカーとは?

感震ブレーカーは、地震を感知すると自動的にブレーカーを落として電気を止めます。

【感震ブレーカーの種類】

| 分離型タイプ (脱税型) | 分離型タイプ (脱税型) | コンパクトタイプ | 簡易タイプ |
|--|--|--|--|
| | | | |
| 分電盤に設置し、地震発生時に自動的にブレーカーを落とす。脱税型は、地震発生時に自動的にブレーカーを落とす。脱税型は、地震発生時に自動的にブレーカーを落とす。 | 分電盤に設置し、地震発生時に自動的にブレーカーを落とす。脱税型は、地震発生時に自動的にブレーカーを落とす。脱税型は、地震発生時に自動的にブレーカーを落とす。 | 分電盤に設置し、地震発生時に自動的にブレーカーを落とす。脱税型は、地震発生時に自動的にブレーカーを落とす。脱税型は、地震発生時に自動的にブレーカーを落とす。 | 分電盤に設置し、地震発生時に自動的にブレーカーを落とす。脱税型は、地震発生時に自動的にブレーカーを落とす。脱税型は、地震発生時に自動的にブレーカーを落とす。 |

※日本火災学会誌「2011年東日本大震災 火災調査報告書」より作成

感震ブレーカーを設置して電気火災から「家」・「地域」を守ろう。

【この資料に関するお問い合わせ先】
 消防庁 消防防災センター 地震防災課
 〒100-8362 東京都千代田区千代田1-1-1 消防庁
 電話 03-3568-1111
 消防防災センター
 〒100-8362 東京都千代田区千代田1-1-1 消防庁
 電話 03-3568-1111

内閣府 消防庁 経済産業省

2014.10.15